

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目次

○福島県監査委員  
監査公表二件

## 福島県監査委員

### 監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和5年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和6年10月11日

福島県監査委員	満	山	喜	一
福島県監査委員	三	瓶	正	栄
福島県監査委員	渡	辺	寿	仁
福島県監査委員	阿	部		子

（土木部（流域下水道事業会計））

#### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

#### 2 監査等の種類

財務監査

#### 3 監査等の着眼点

- 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

#### 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象公所 県北流域下水道建設事務所

実施年月日 令和6年7月12日

実施方法 実地監査

担当監査委員 三 瓶 正 栄

渡 辺 仁

事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、年間処理水量は19,928,768 $\text{m}^3$ で、前年度と比較して3,075,797 $\text{m}^3$ （18.3%）増加している。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対 象 公 所 県中流域下水道建設事務所  
実 施 年 月 日 令和6年7月29日  
実 施 方 法 書面監査  
担当監査委員 満 山 喜 一  
阿 部 寿 子

#### 事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、管内の県中処理区、二本松処理区及び田村処理区の年間処理水量は、3処理区計で37,920,871 $\text{m}^3$ で、前年度と比較して329,226 $\text{m}^3$ （0.9%）増加している。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

#### （企業局）

##### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

##### 2 監査等の種類

財務監査

##### 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

##### 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対 象 公 所 企業局いわき事業所  
実 施 年 月 日 令和6年7月25日  
実 施 方 法 実地監査  
担当監査委員 満 山 喜 一  
阿 部 寿 子

#### 事業経営の状況

磐城工業用水道をはじめ、いわき市内3工業用水で給水事業を行っており、総給水量は313,934,948 $\text{m}^3$ で、前年度と比較して795,554 $\text{m}^3$ （0.3%）増加している。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

#### （指導事項）

- ・過年度において撤去又は譲渡されている固定資産29件について、固定資産台帳等に計上されたままになっていたため、令和5年度に除却等を行い、特別損失（過年度損益修正損）及び特別利益（過年度損益修正益）を計上している。

#### （病院局）

##### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

##### 2 監査等の種類

財務監査

## 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対 象 公 所   ふくしま医療センターこころの杜  
 実 施 年 月 日   令和6年7月12日  
 実 施 方 法   実地監査  
 担当監査委員   三 瓶 正 栄  
                   渡 辺 仁

## 事業経営の状況

令和5年度の患者数は、入院が延べ29,401人、外来が延べ27,133人であり、前年度と比較して、入院は1,719人(6.2%)、外来は3,411人(14.4%)増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の2件の指摘事項及び2件の指導事項について是正・改善を求めた。  
 (指摘事項)

未収金の経理に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

個人医業未収金について、未収金整理簿等による整理が十分行われていない。  
 また、現年度分個人医業未収金等について、督促が行われていない。

個人医業未収金の令和5年度末残高 11,388,008円  
 うち現年度分 8,009,250円

(是正又は改善の意見)

未収金の経理については、関係規程等に基づき適正に行うこと。

(指摘事項)

内部統制が有効に機能しておらず、行政財産の使用料及び管理経費等の経理に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

組織内でのチェック体制が機能しておらず、固定資産の使用許可に基づく使用料及び管理経費等の徴収について、令和5年度内に行われていないものがある。

1	土地使用料	1年分	固定資産の使用者2者分	計	9,000円	
2	管理経費(電気料・水道料)	1年分	固定資産の使用者5者分	計	334,961円	
3	電話料	1年分	入院患者等の利用分	計	303,633円	
					合計	647,594円

(是正又は改善の意見)

行政財産の使用料及び管理経費等の経理については、組織的なチェック体制を確立し、関係規程等に基づき適正に行うこと。

(指導事項)

- ・センター職員を対象に行った特別健康診断に係る経費について、医業費用及び医業収益への計上漏れとなっている。
- ・診療材料のたな卸資産出納簿の未作成や、薬品及び燃料のたな卸資産出納簿と総勘定元帳の期末残高の不一致、燃料購入時の勘定科目の誤りがある。

対 象 公 所   ふたば医療センター  
 実 施 年 月 日   令和6年7月23日  
 実 施 方 法   実地監査  
 担当監査委員   満 山 喜 一  
                   渡 辺 仁

## 事業経営の状況

(附属病院)

令和5年度の患者数は、入院が延べ3,317人、外来が延べ5,519人であり、前年度と比較して、入院は607人(22.4%)、外来は347人(6.7%)増加した。その事

業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

(附属ふたば復興診療所)

令和5年度の患者数は、外来が延べ5,152人であり、前年度と比較して178人(3.6%)増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指導事項)

借上職員公舎3棟について、令和3年度以降、経過年数による減額調整を行わないで入居料を徴収している。(附属病院)

対 象 公 所 宮下病院  
実 施 年 月 日 令和5年7月29日  
実 施 方 法 書面監査  
担当監査委員 満 山 喜 一  
阿 部 寿 子

事業経営の状況

令和5年度の患者数は、入院が延べ1,587人、外来が延べ16,764人であり、前年度と比較して、入院は486人(23.4%)、外来は648人(3.7%)減少した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の3件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指導事項)

- ・固定資産の使用許可に伴う管理経費について、令和2年度から令和6年度まで未徴収となっている。
- ・令和4年度に取得した器械備品について、固定資産台帳への一部登録漏れや税抜処理漏れがある。
- ・令和3年度から令和5年度の個人医業未収金2名分について、督促が行われていない。

対 象 公 所 大野病院  
実 施 年 月 日 令和6年7月29日  
実 施 方 法 書面監査  
担当監査委員 満 山 喜 一  
阿 部 寿 子

事業経営の状況

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対 象 公 所 南会津病院  
実 施 年 月 日 令和6年8月9日  
実 施 方 法 実地監査  
担当監査委員 三 瓶 正 栄  
渡 辺 仁

事業経営の状況

令和5年度の患者数は、入院が延べ12,043人、外来が延べ53,176人であり、前年度と比較して、入院は154人(1.3%)、外来は6,664人(11.1%)減少した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指導事項)

前金払いした経費について、年度末までに費用への振替を行っていない。

(監査総務課)

## 監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和6年10月11日

福島県監査委員 満山喜一  
 福島県監査委員 三瓶正栄  
 福島県監査委員 渡辺仁  
 福島県監査委員 阿部寿子

## 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

## 2 監査等の種類

財務監査

## 3 監査等の対象及び実施内容

## (1) 定期監査

## ア 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
東京事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月24日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査
大阪事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺仁	書面監査
北海道事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
名古屋事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺仁	書面監査

## イ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相双保健福祉事務所	令和5年度	令和6年7月30日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
会津保健福祉事務所	令和5年度	令和6年7月31日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
南会津保健福祉事務所	令和5年度	令和6年8月8日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
中央児童相談所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
県中児童相談所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺仁	書面監査
動物愛護センター	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺仁	書面監査

## ウ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー郡山	令和4年度 令和5年度	令和6年8月6日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

## エ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津農林事務所	令和5年度	令和6年8月8日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

## オ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

博 物 館	令和4年度 令和5年度	令和6年8月6日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県中教育事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
県南教育事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
会津教育事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
南会津教育事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
本宮高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
安積高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
湖南高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
岩瀬農業高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
小名浜海星高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
勿来工業高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
ふたば未来学園中学校 ・ 高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
郡山萌世高等学校	令和4年度 令和5年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

(2) 技術監査

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警察本部田村警察署 常葉駐在所 改築設計委託	令和5年度 令和6年度	令和6年7月29日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

- (ア) 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
北海道事務所	<p>・ 雑入の調定が行われていないものがある。 (事実)</p> <p>職員公舎の利用者が負担すべき職員公舎の維持及び管理に関する費用について、雑入として調定をすべきところ、入居を開始した令和4年4月分から令和6年4月分まで調定が行われていない。</p> <p>令和4年度 124,800円 (4戸 12か月分) 令和5年度 134,400円 (4戸 12か月分)</p>

	令和6年度 11,200円（4戸 1か月分） （是正又は改善の意見） 歳入の調定については、関係規程に基づき適正に行うこと。
--	--

## b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
大阪事務所	・ 広告料について、大阪事務所が出納機関として行う審査確認及び会計管理者への通知処理が漏れたため、請求書受理日から起算して15日以内に支払うべきところ、5か月以上遅延している。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## イ 保健福祉部

(ア) 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双保健福祉事務所	・ 令和元年度から令和5年度の児童福祉施設等入所費負担金について、月途中の措置解除の場合は、日割計算した措置費と負担金月額を比較し少ない方の額を徴収すべきところ、負担金月額を日割計算したため、1件を過小に調定している。 また、月途中の措置停止の場合は、日割計算すべきところ、月額で計算したため、3件を過大に調定している。
会津保健福祉事務所	・ 令和元年度から令和5年度の児童福祉施設等入所費負担金について、月途中の措置停止の場合は、日割計算すべきところ、月額で計算したため、15件を過大に調定している。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## ウ 商工労働部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## エ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## オ 教育委員会

(ア) 監査した結果、次の2件の指摘事項、4件の指導事項について是正・改善を求めた。

## a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津教育事務所	・ 給与の支給事務に著しく適正を欠いているものがある。 （事実） 育児休業中の管内小学校教員1名が令和5年10月29日から職務復帰し産前産後休暇を取得するため、育児休業期間の終了を令和5年10月28日と変更する「給与マスター

	<p>基本（修正）通知書1（採用退職・休職事由等関係）」（以下「通知書」という。）を作成したが、令和5年10月29日から復職することを内容とする通知書は作成しなかったため、令和5年10月から令和6年1月までの給与及び令和5年12月期末手当・勤勉手当がそれぞれの支給定日に支給されず、事案判明後、手計算処理により令和6年1月31日に1,528,807円を支給している。</p> <p>また、手計算処理の一部に誤りがあったため、不足支給分79,923円及び過支給分1,547円について、令和6年2月19日までに追給及び戻入の処理を行っている。</p> <p>令和5年10月給与（日割2日分）          支給定日 令和5年10月20日          支給すべき額 38,467円</p> <p>令和5年11月給与          支給定日 令和5年11月21日          支給すべき額 411,236円</p> <p>令和5年12月給与          支給定日 令和5年12月21日          支給すべき額 411,236円</p> <p>令和6年1月給与          支給定日 令和6年1月19日          支給すべき額 419,781円</p> <p>令和5年12月期末手当・勤勉手当          支給定日 令和5年12月8日          支給すべき額 326,463円</p> <p>合計 1,607,183円</p> <p>（是正又は改善の意見）          給与の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
<p>ふたば未来学園中学校          ・ 高等学校</p>	<p>・ 内部統制が有効に機能しておらず、報酬等の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>（事実）          組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、報酬等において支払いが遅延しているものや、特殊勤務手当を支給していないものがある。</p> <p>1 令和5年4月7日に支給すべき特定会計年度任用職員16名の報酬（2,738,112円）について、予算残高不足により支給が遅れ、同年4月11日に支給している。</p> <p>2 校舎電気料について、令和4年4月分（1,901,502円）及び同年7月分（2,169,792円）の支払手続が遅れたため、延滞利息（22,501円）を支出している。</p> <p>3 令和4年4月から令和5年11月までの間の職員の旅費のうち183件（総額4,041,708円）について、旅行終了後3か月以上遅延して支払われている。</p> <p>4 令和4年11月28日付けで給付決定のあった独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金49,487円（2名分）について、通知内容を確認後、速やかに支払うべきところ令和5年3月10日に支出している。</p> <p>5 令和4年7月14日から同月16日まで開催された陸上競技大会及び令和4年7月6日及び同月7日に開催されたバドミントン大会において、宿泊を伴う対外運動競技等引率指導業務に従事した教諭3名及び講師1名に対外運動競技等引率指導業務手当40,800円を支給していない。</p> <p>（是正又は改善の意見）          報酬等の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェッ</p>

ク体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南教育事務所	・会計年度任用職員4名の給与について、支給手続が遅れたため、支給定日に支払われていない。
安積高等学校	・夏季特別学習会の講師3名分の報償費及び旅費について、支払時期が3か月以上遅延している。
岩瀬農業高等学校	・「福島イノベーション・コースト構想講習会」の講師に対する報償費及び旅費について支払時期が3か月以上遅延している。 ・農業実習等における製作品が製作された時は、直ちに生産物製作品生産台帳に製作実績を記録し、売払いについては、売払価格を決定し売払調書による売払いの決定に基づき記録すべきところ、製作実績及び販売実績とは異なる記録をしている。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事等の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、重要な事項は認められない。

(監査総務課)